

4 環境美化

4-1 資源ごみ回収自治会奨励交付金

(1) 概要

市では、資源ごみ・埋立ごみの減量化と再資源化を推進するため、各自治会に分別収集への協力をお願いしており、ごみ回収に使用する消耗品の購入や環境美化推進員への謝礼などに活用していただくことを目的として交付金を交付しています。

(2) 対象者

自治会

(3) 算出基礎

- ① 均等割：21,600円（1,800円×12か月）
- ② 戸数割：令和8年4月1日現在の住民基本台帳に登録された世帯数に180円を乗じた額

(4) 交付金額

均等割額と戸数割額の合計額とします。

(5) 手続きの流れ

- ① 市から申請に必要な書類が届きます。 **送付日：3月30日(月)**
- ② 交付申請書を環境・リサイクル推進課へ提出します。
提出期限：4月20日(月)
- ③ 市から交付決定通知が届きます。
- ④ 市から自治会が指定する口座へ交付金を振り込みます。
振込日：5月29日(金)

※ 交付金は、原則として自治会運営交付金（27ページ）と同じ口座へ振り込みます。

※ 別の口座への振り込みを希望する自治会は、4月30日(木)までに口座情報が確認できる通帳の写しを環境・リサイクル推進課へ提出してください。

環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係

☎84-6057 ✉kankyous@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-2 環境美化運動の実施

(1) 概要

地域内の生活環境を整えるため、自治会などによる年2回の環境美化運動（除草や排水路の清掃、ごみ拾いなど）をお願いしています。

環境美化運動の実施にあたり、回収コンテナの設置や草刈機の貸出しを行うほか、活動実績に応じて運搬車両の借上料をお支払いします。

事業の詳細は、自治会長宛てに文書でお知らせします。

(2) 対象者

自治会

(3) 対象となる活動

除草、排水路の清掃、ごみ拾いなど

(4) 資機材の貸出し

① 回収コンテナ（刈草用・廃土用）の設置

ア 実施日の10日前までに、コンテナ設置計画書を環境・リサイクル推進課へ提出してください。

イ コンテナは無料で利用でき、1自治会につき刈草用・廃土用を各2箇所まで設置できます。

ウ コンテナは実施日の前日に指定場所へ設置し、後日回収します。

② 肩掛け用草刈機の貸出し

ア 貸出しを希望する場合は、事前に環境・リサイクル推進課へ申請してください。

イ 草刈機は無料で利用でき、1自治会につき5台まで貸出します。
なお、燃料は各自治会でご用意ください。

ウ 利用日が他の自治会と重複した場合は、貸出台数を調整することがあります。

③ 土のう袋の配布

環境・リサイクル推進課で必要枚数を無償配布します。

(4) 車両借上料の支払い

① 算出方法

1台あたり3,500円とし、1自治会につき7,000円（2台分）を上限とします。

② 手続きの流れ

ア 市から申請に必要な書類などが届きます。 送付日: 3月30日(月)

イ 活動実施後、自治会長は、実績報告書を指定された日までに所属する自治会連合会長へ提出します。

ウ 自治会連合会長は、地区内の各自治会の**実績報告書**を取りまとめて**維持管理課**へ提出します。

※ **河川愛護活動**（48ページ）の実績についても、あわせて報告してください。

エ 提出された**実績報告書**の内容を確認し、車両の使用があった場合は、市から自治会が指定する口座へ借上料を振り込みます。

(5) 刈草・剪定枝、ごみの処分

① 刈草・剪定枝

次の2施設へ無料で搬入できます。

ア ハケ代造園 宇刈事務所（宇刈1391-1、☎49-3020）

搬入時間：月～土曜日 8:30～17:30 ※祝日営業

搬入方法：事務所受付にて自治会名を伝えてください。

イ 中遠クリーンセンター（岡崎6635-192、☎30-0530）

搬入時間：月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

土曜日 9:00～12:00 ※祝日休業

搬入方法：

減免申請書をクリーンセンター計量所窓口へ提出してください。自治会活動で出た可燃ごみであれば、申請書に自治会長の記名・押印（自治会長印）及び必要事項の記入で、手数料は無料になります。

※署名（自書）の場合は、申請書への押印は不要です。

② 燃やせないごみ

一時的に各自治会で保管し、資源ごみ、埋立ごみの収集日に処理をお願いします。

③ 燃やせるごみ

中遠クリーンセンターへ直接搬入してください。

搬入方法は、**刈草・剪定枝**の処分方法に記載した方法と同じです。

(6) 保険加入

市では、活動中のケガや事故に備えて保険に加入しています。

活動の際は、従事者の安全を最優先とし、無理のない範囲で行ってください。

万が一、活動中にケガや事故が発生した場合は、速やかに環境・リサイクル推進課へご連絡ください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

環境・リサイクル推進課環境衛生係

☎44-3115 ✉kankyous@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-3 ごみ集積所設置等補助金

(1) 概要

ごみ収集の利便性向上と地域の環境美化を図るため、自治会が維持管理するごみ集積所の設置や修繕に要する費用の一部を補助する制度です。

(2) 対象者

自治会

(3) 補助対象となる経費

自治会が維持管理するごみ集積所の設置または修繕に要する費用

※ 設置に伴う用地整備費や特殊器具の設置費などは、**補助対象外**です。

(4) 補助の内容

① 補助率

補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

② 補助限度額

150,000円

(5) 手続きの流れ

本補助制度は予算の範囲内で実施しています。申請を予定している自治会は、**手続きを進める前**に環境・リサイクル推進課へご連絡ください。

① 施工業者へ**見積書**及び**図面**の作成を依頼し、**交付申請書**に次の書類を添えて環境・リサイクル推進課へ提出します。

ア 設置場所の見取図（広域地図）

イ 新設の場合は、集積所の構造や仕様が分かる図面

ウ 修繕の場合は、修繕箇所が分かる写真または図面

エ 見積書

② 市が申請内容を審査し、**交付決定通知**により結果を通知します。

③ **交付決定後**、自治会が施工業者へ依頼し、工事を行います。

④ 工事完了後、自治会は施工業者へ代金を支払います。

⑤ **完成後の写真**や**工事代金の領収書（写し）**などを**事業実績報告書**に添え、**補助金請求書**とあわせて環境・リサイクル推進課へ提出します。

⑥ 市が報告内容を審査し、**交付確定通知**により結果を通知します。

⑦ 市から自治会が指定する口座へ補助金を振り込みます。

環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係

☎84-6057 ✉kankyoushizuka@city.fukuoi.shizuoka.jp

4-4 古紙等資源集団回収事業奨励金

(1) 概要

市では、ごみの減量及びリサイクルの推進を目的として、新聞紙や雑誌、段ボール、古布など家庭から排出される資源物の回収に取り組む自治会や子ども会などの団体に対し、活動実績に応じて奨励金を交付します。

なお、奨励金の交付を受けるには、毎年度、集団回収実施前に**古紙等資源集団回収団体届出書**を環境・リサイクル推進課へ提出し、団体登録を行う必要があります。

(2) 対象者

自治会、PTA、子ども会、高齢者クラブ、その他市長が認めた団体

(3) 対象となる品目

古紙：新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ、牛乳パック、防水加工紙

古布：衣類、タオル

※ アルミ缶、スチール缶は対象外です。

(4) 金額・算出方法

回収した古紙等資源の重量1キロあたり4円とし、10円未満の端数は切り捨てます。

(5) 手続きの流れ

- ① 毎年度、初回実施前までに**団体届出書**を環境・リサイクル推進課へ提出します。
- ② 集団回収を実施します。
- ③ 回収実施後、**回収業者が発行した伝票**（回収量、買取金額、買取単価が分かるもの）を**交付申請書**に添えて、**請求書**とあわせて環境・リサイクル推進課へ提出します。
- ④ 市が申請内容を審査し、**交付決定通知**により結果を通知します。
- ⑤ 市から団体が指定する口座へ奨励金を振り込みます。

環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係

☎84-6057 ✉kanky@city.fukuroi.shizuoka.jp